

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、お客様はもとより、従業員、お取引先、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元やお取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、町いちばんの販売店を目指して経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、働きやすい環境づくりと人材投資を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

具体的には、労働組合とも協議を重ねながら基本給のベースアップや各種手当の引き上げなどによって、物価上昇下においても従業員の生活水準が維持向上される処遇を整え、加えて特に若年層に対しては、衣食住に関わるまできめ細やかな生活支援にも広げてまいります。

さらに、従業員の能力発揮に報いる昇給制度や職責に見合った処遇体系の構築に取り組み、従業員のコミュニケーション活性化やダイバーシティ&インクルージョン推進のための支援も継続してまいります。

人材投資については、教育・研修制度の拡充を図り、従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる企業風土を醸成してまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/24983-10-00-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取り組みを進めてまいります。

以上

令和7年3月28日